万博と知財

万博と工業所有権



東京大学名誉教授·日本学士院会員 中山 信弘

2025年(令和7年)4月13日(日)に大阪万博(国際博覧会)が183日間の予定で開催されます。 万博は昔も今も最先端の技術の粋を集めたイベントですので、心待ちにされている方も多いので はないかと思います。半世紀以上昔の話になりますが、私は1970年(昭和45年)に開催された先 の大阪万博を見物しました。入場料は大人が800円で、当時の物価水準が分かります。因みにそ の頃の私は、東大法学部の助手になりたてで駆け出しの学者の卵でしたが、初任給は3万円に届 かなかった時代です。

会場は大阪の千里丘陵に作られ、お祭り広場の大屋根を突き抜けるように建設されたシンボルタワーが岡本太郎デザインによる「太陽の塔」でした。一番人気だったのは、アメリカのパビリオンに展示された「月の石」でしたが、余りの大行列に、私は遂に見物を断念しました。「月の石」と言っても、恐らくそこらへんに転がっている石と外観は変わらないであろうと思い、自らを慰めています。また人間洗濯機なるマシン(三洋電機)も人気を博しましたが、遂に実用化されることはありませんでした。しかし今回の大阪万博でもまた人間洗濯機が出品されると聞いています。実は老人介護現場での入浴介助は大変な重労働のようですが、もし入浴が自動化されれば、老人介護に画期的に役立つマシンになるかもしれません。



撮影者 松井真一弁護士

ところで知的財産の関係者の中には、万博と工業所有権には深い関わりがある、ということを ご存じの方も多いかと思います。19世紀の工業所有権法は、各国が主権に基づいて各国バラバラ に立法されており、国際間の連携はありませんでした。そうなると発明者は、各国ごとにその国 の言語で個別に出願する必要があり、また自国出願と同時に多くの国に出願しないと新規性が喪 失されてしまう可能性もありますが、それはかなり難しい作業でした。

このことは万博の開催に大きな支障となります。万博には最先端の技術製品を出展することに意味があり、例えば1878年(明治11年)のパリ万博には、エジソンの蓄音機、自動車、冷蔵庫等が出典され耳目を引き付けました。工業所有権に関する国際条約がないまま万博に出展すると模倣を招く虞れがあり、また他人に外国での特許を取られてしまうリスクすらあり、そのような状況では最先端技術の出典を躊躇させることになります。そこで安心して万博に出展できるような方策が検討されることになりました。

まず1873年(明治6年)のウィーン万博に際し、オーストリア政府は、工業所有権の保護に関する国際会議を開催し、工業所有権を保護する国際的な条約に向けての討議がなされました。次いで1878年のパリ万博開催に際し、国際博覧会に出品された発明は保護すべきであることが確認され、万国特許会議を開催し国際法起草委員会が設置されました。そして国際的な条約の締結が模索され、遂に1883年(明治16年)に「工業所有権の保護に関するパリ条約」(通称パリ条約)が締結される運びとなりました。この条約では、各国特許独立の原則、国内外の発明者を平等に扱う内国民待遇の原則、同盟国内での優先権制度等が定められ、その後締結されたPCTと相まって、他国への出願がかなり容易になりました。2021年1月時点で、パリ条約には175ヶ国が加盟しており、工業所有権の国際的保護の骨格となっています。特に外国出願においては、優先権制度と内国民待遇が重要ですが、国内同様に容易に外国出願を事実上可能としたのがこのパリ条約です。外国出願に際してはごく当たり前のように利用しているこの制度は、実は万博が契機になっているのです。

因みに著作権制度の国際化は、万博とは関係なく別途の経緯を辿っています。「レ・ミゼラブル」(「ああ無情」)や「ノートルダム・ド・パリ」(「ノートルダムのせむし男」)の名作で知られるフランスの文豪ヴィクトル・ユーゴ(1802年~1885年)は、世界的な作家であり、当時から多くの国で翻訳出版されていました。当時はフランス以外での出版についてはフランスの著作権法の適用はないためにユーゴには無断で出版され、結局ユーゴに著作権料は入りませんでした。そこでユーゴは著作権制度の国際的保護の必要性を説き、それが1886年(明治19年)に締結された「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」(通称ベルヌ条約)の成立の原動力となりました。ベルヌ条約では、内国民待遇・権利発生に関する無方式主義が定められており、現在の著作権制度の骨格をなしています。ベルヌ条約成立の8年前に、現在まで続いている国際著作権法学会(「ALAI」)が設立され、ユーゴはその名誉会長に就任しております。

なお国際的な問題ではありませんが、日本では、福沢諭吉の「学問のすゝめ」(明治5年)が 大ヒットしましたが、未だ著作権法が無かったためにすぐに海賊版が出現してしまい、福沢諭吉 には十分な収入が入らなかったと言われています。福沢諭吉は、「西洋事情」で著作権法(まだ 著作権法という語はなく、福沢は「版権」とか「蔵版の免許」と呼んでいました)の必要性を説 き、また福沢諭吉は明治元年に政府に対し「翻訳書重版ノ義ニ付奉願候書付」を提出し、これが 明治2年の出版条例(行政官達)のきっかけになったと言われています。

付言すれば、特許の世界にも類似の話があります。臥雲辰致は明治9年(1876年)にガラ紡という優秀な綿糸紡績機を発明し、第1回内国勧業博覧会(1877年、明治10年)で鳳紋賞牌を受賞しましたが、当時は発明の保護法制がなかったために直ちに模倣を招き、臥雲はガラ紡製製作の費用さえも回収できなかったと言われています(ガラ紡は、トヨタ産業技術記念館で動態の形で見ることができます)。それに対して豊田佐吉の木製人力織機は明治23年に特許になり、現在の世界企業「トヨタ」の礎を築きました。発明の保護は、産業の発展のためには極めて重要である、ということを物語っています。

福沢諭吉の話も臥雲辰致の話も日本国内の事例ではありますが、話の筋としては、知的財産の 実質的保護の問題としては共通したものがあると思います。

『履歴』

昭和20年 浜松にて出生

昭和44年 東京大学法学部卒業

昭和44年 東京大学法学部助手

昭和48年 東京大学法学部助教授

昭和51年 マックス・プランク無体財産法研究所 (ミュンヘン) に留学 (2年間)

昭和59年 東京大学法学部教授

平成20年 弁護士登録、西村あさひ法律事務所顧問、東京大学名誉教授

平成21年 明治大学研究・知財戦略機構特任教授

令和3年 酒井国際特許事務所最高顧問

平成30年 日本学士院会員

その他の職歴

知的財産戦略本部本部員(内閣官房)、産業構造審議会委員(知的財産政策部会長)(経済産業省)、工業所有権審議会委員(会長)(特許庁)、文化審議会委員(文化庁)、関税·外国為替等審議会委員(会長)(財務省)、国会図書館納本審議会委員(会長)(国立国会図書館)、知的財産研究教育財団代表理事・会長

表彰

平成4年 工業所有権制度関係功労者通商産業大臣表彰

平成9年 第12回電気通信普及財団賞(テレコム社会科学賞、電気通信普及財団) 平成11年(1999) The World Technology Award(The World Technology Network)

平成17年 産業財産権制度総理大臣表彰

平成24年 紫綬褒章受章 平成30年 瑞宝中綬章受賞

主著

ソフトウェアの法的保護(改訂版)(有斐閣, 1988)、マルチメディアと著作権(岩波新書、1996)、発明者権の研究(東大出版会, 1987)、新注解特許法第2版(編集、青林書院, 2017)、著作権法第4版(有斐閣、2023)、特許法第5版(弘文堂、2023)